

令和6年度「第2回佐賀地方最低賃金専門部会」議事録

- 1 日時 令和6年8月5日(月)13:28~16:09
- 2 場所 佐賀第2合同庁舎 5階 共用大会議室1
- 3 出席者
公益代表：甲斐委員(部会長)、安永委員(部会長代理)、早川委員
労働者代表：岩井委員、松尾委員、諸富委員
使用者代表：西岡委員、平野委員、福母委員
事務局：恒吉労働基準部長、北村賃金室長、岩竹室長補佐、
伊東賃金調査員
- 4 議題
 - (1) 追加資料について
 - (2) 佐賀県最低賃金の改正について
 - (3) その他

(第1回全体会議)

○岩竹室長補佐

審議に入ります前に、事務局から御報告いたします。本日は、最低賃金審議会令第6条第6項の規定に基づき定足数に達していることを御報告申し上げます。それでは、部会長、議事の進行をお願いいたします。

○甲斐部会長

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今日もよろしくをお願いいたします。

只今から、第2回佐賀県最低賃金専門部会を開催いたします。議題の(1)ですけれども、追加資料について事務局から説明をお願いします。

○北村賃金室長

追加資料の説明の前に、事務局から現時点での全国の結審状況を報告させていただきます。全国の12都道府県で、既に結審しておりまして、目安額通りが11都道府県、目安額プラス1円が1県となっております。本日、結審すると10月1日に間に合います。本日の午後、多くのところが決まる見込みとなっておりますが、Cランクではまだ結審したところは現時点ではございません。

では、追加資料について御説明いたします。前回、早川委員からの御要望で、佐賀の実質賃金の推移の資料があれば提示して欲しいということでした。お手元の資料の次第をめぐっていただいた1枚目に、佐賀県の毎月勤労統計調査の主要指標というのを付けておりまして、これしか見当たりませんでした。

この表は表面が事業所規模5人以上、裏面が事業所規模30人以上の表でございまして、左から2番目に令和2年を100とする指数と前年同月比が記載されております。5人以上のところで見ますと、年別では令和4年からマイナスになっておりまして、月別の令和5年5月以降ほとんどの月でマイナスとなっております。事業所規模5人以上では令和6年2月及び同年5月以外はマイナス、事業所規模30人以上では、令和5年7月及び同年12月はマイナスになっていません。

また、先日、早川委員から業務改善助成金の効果について御質問がありました。2枚目に今年の業務改善助成金の御案内を付けておりまして、4枚目以降が業務改善助成金の業種別の事例集を付けております。業務改善助成金は御承知のとおり、生産性向上に資する設備投資等に助成をして事業所内最低賃金を30円以上引き上げた場合に支給される制度です。当然ではございますが事例においても成果としては生産性が向上して労働者の時給を引き上げたというようなことがいずれも書いてございます。事業所の収支的なことは労働局では調べることができませんでした。以上でございます。

○早川委員

資料ありがとうございました。

○甲斐部会長

ありがとうございます。只今の御説明に対して御質問・御意見等ございますか。

○福母委員

報道では、実質賃金が二十数か月マイナスとのことで、実質賃金というのは定義としては分かっているつもりなのですが、物価上昇率を考慮して試算して出している数字ということですので、その辺りをどのように考慮されているか事務局で御存知であれば教えていただきたいです。

今日出されて説明された資料を見ると、例えば、事業所規模5人以上で令和2年を100としたときの指数ベースでみると連続でマイナスになっているとは言いがたいところがありますよね、例えば、県内の場合2月と5月ということで、指数ベースと、それと実際の金額ベースでまた違うのか、もしくは全国で言うところのマイナスが20数か月続いていてとか何とか言うことがあるけれども佐賀の場合はそうでもないのかとか、何かその辺もわかるようでしたら教えていただきたいということです。

それともうひとつ、現金給与総額と決まって支給する給与というのがあって、これは賞与を含むということですか。決まって支給する給与というのは賞与は含まれていないと思われまして、決まって支給するということなので、多分時間外とか休日労働の分は含まれていないのではないかと思います。あるいは、突発的な、特別に支給するような慶弔とか、あるいはケースを限定して支給されるような給与というのもし入っていないのではないかと、その辺り勉強できればと思っています。

ほぼ最賃の議論とは関係がないのですが、専門家にお聞きしようかと思っておりますので、すぐに答えられる場合が多いと思いますけれども、そうでない場合は一応精査してもらいたいと思います。

それと、先ほどの12県の一覧表等が分かっていたら後でいただければと思います。

○甲斐部会長

いいですか、お願いします。

○北村賃金室長

まず、1つ目の実質賃金の出し方ですが、福母委員がおっしゃったとおりの知識しか私もないのですが、毎月勤労統計調査の注意書きで、先ほどの実質賃金指数の出し方として書いてあるのは、名目賃金指数を消費者物価指数、持ち家の帰属家賃を除く総合で除して算出しているというようなことが書いてございます。

決まって支給する給与については、正確に調べてお答えしようと思っておりますので、次回お答えいたします。

○甲斐部会長

福母委員、よろしいですか。

○福母委員

物価の取り方も様々あって、例えば、生鮮食料品は除くとか、あるいはエネルギー、電気・ガス・水とかそういったのは除く等、少し変動幅が大きくなる季節的要因や生活に密接していない物価を考慮されているのかわかりませんが、とにかく電気代とか生鮮食料品とかそういったのは生活に直結していると思います。

そもそも物価の上昇をどうみるかというのは、この最低賃金の議論の中でも非常に重要になると思います。一昨年ぐらいまでは物価考えなくてよかったものですから、急に物価を考えることになって、それと賃金との組み合わせというか関連性というのは非常に重要だと思います。皆さんは御承知かもしれませんが私はあまり知らないので、ここで1回整理したいなと思ってお尋ねしたところです。

○甲斐部会長

中央最低賃金審議会の公益見解の中の文章に、実質賃金、名目賃金、それを生活必需品の物価等かなり今回は細かく説明をされていると思いましたので、私もそれで勉強しているところです。何か分かりましたらまた追加でお願いします。

ほかに何か御意見・御質問等ございませんでしょうか。

○西岡委員

松尾委員のこの前の説明の中で労働組合の数を教えていただいたのですけれども、あの中で100人未満が44組合でしたでしょうか。その100人未満の44の内訳はわかりますか。

人数で結構なのですけれども、100人未満の、例えば50人から100人とか、30人以下が何組合とか、それ以上小さくなるとないでしょうけど。

○松尾委員

調べればわかります。

肌感覚で言えば、やはりもう少し小さい事業所の方が多いかと思います。

○西岡委員

小さい事業所の組合ということも結構あるということですか。

○松尾委員

そうです。

○福母委員

関連して、松尾委員の集計は組合員数ですか。

○松尾委員

そうです。

○福母委員

組合員数ベースであれば、全社員が入っているのではないですよ。

○松尾委員

従業員総数ではないです。

○西岡委員

100人未満というのは、組合の会社の事業規模ということではなく、組合員数ということであれば先ほど44組合というのは、例えば、ある企業の1組合がその会社規模的に100人以上とか100人以下とかそういう話ではないということですか。

○松尾委員

そうです。

○西岡委員

会社規模というのはわかるのですか。

○松尾委員

そこまでデータがあるかどうかちょっと見てみないと何とも言えないところです。

○福母委員

100人の社員がいるけど、そのうち3分の1ぐらいしか組合員がいないというところは連合佐賀さんの中での集計では、30人の組合ということで扱われているということですよ。

組合員数規模50人以上とかいうと、2,000人とかいる会社で50人、60人というのはそこに入るだろうし。

○松尾委員

正式には別途お答えします。

○甲斐部会長

松尾委員、よろしく申し上げます。

ほかにございませんでしょうか。

(質問なし)

○甲斐部会長

はい、それでは本日の予定といたしまして、個別で協議をしていきたいと思い

ます。

前回の、おさらいになります。3者揃った場で、各々から今年度の考え方を表明していただきました。その後、個別で協議を1回ずつ行いました。

今回は労働者側から80円を御提示いただき、使用者側は今回は提示するに至らないということで伺いました。それで今日は、これからそれぞれの控室に戻っていただきまして、使用者側からお呼びしたいと思っております。よろしいでしょうか。

それではどれくらいを目途にしましょうか。もしくは上がって来られるときに上がって来ていただくか。

○西岡委員

14時前くらいには上がってまいります。

○甲斐部会長

それでは、御相談ができましたらここにお見えになってください。

〔労働者側委員・使用者側委員退室〕
〔労働者側委員・使用者側委員・公益委員と個別折衝〕
〔労働者側委員・使用者側委員入室〕

(第2回全体会議)

○甲斐部会長

お待たせいたしました。それでは、ただ今から全体会議を再開したいと思います。

まず、労働者側の皆さんにお伝えいたします。先ほど、再提案いただきました69円につきまして、その数字とそれからその根拠となる理由と、それを使用者側にお伝えしました。そして、いくつか議論をしました。その中で、130万円の壁の話とか、それから使いやすい、利用しやすい助成金制度とかそういったものを国全体としても考えていく必要があるだろうと議論いたしました。その上で、本日、数字として再提案というのは難しいという御意見でしたので、公益側としてもそれを尊重いたしまして、今日は、使用者側からの再提案はいただきませんでした。

そして、次回の7日は、まず使用者側から再提案をお願いしたいと伝えておりますので、そのように進めたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○甲斐部会長

それでは、本日、双方と議論をさせていただきました。しかしながら、まだまだ結審には至っておりませんので、次回、また再度結審に向けて議論を進めていきたいと思ひます。今後とも結審に向けて、使用者側、労働者側、御提案いただき議論を進めていきたいと思ひますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局から連絡事項等ございますか。

○北村賃金室長

今回は、この会場で8月7日10時からはじめます。予備日として8月9日と8月20日の午前10時からも予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。

○甲斐部会長

それでは、本日の専門部会はこれで終了いたします。ありがとうございました。

なお、本日の議事録の署名です。労働者側松尾委員、使用者側平野委員にお願ひしたいと思ひます。本日はどうもお疲れ様でした。

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
